

付託議案の審査

3月定例会において文教産業委員会には6件の議案が付託され、すべて原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案と主な質疑は次のとおりです。

文教産業委員会

◆議第14号

高山市消費生活保護条例の一部を改正する条例について(消費者安全法の改正に伴い、消費生活センター



の組織及び運営について定めるため改正するもの)

【論点】消費生活センターのあり方

- ・相談範囲に変更はなく、現行どおり相談に対応する。
- ・国・県・警察・市役所各課との連携体制にも変更はない。
- ・支所地域とも密接な連携をとって対応する。

◆議第15号

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例について(新エネルギー供給業や本社機能を市内に新設増設または移転する事業者の業種を、新たに企業立地支援制度の対象業種とするため改正するもの)

【論点】事業所等新設助

成金の助成対象業種をバイオマスに限る理由
・バイオマスは新エネ

ルギーの中でも雇用創出効果が大いことと、燃料調達が必要であり、その燃料を市内で調達することによる地域経済に与える影響や効果が大きいこと、また水源涵養、災害防止に寄与すること等の理由からバイオマスに限定した。

※質疑の後、議員間で

「新エネルギー供給業に対する助成金のあり方」について自由討議を行い、「新エネルギー活用日本一を目指すという宣言をしている以上、バイオマスに限らず、すべての新エネルギー供給業に対し平等な支援措置があってもいいのではないか」といった意見や、「条例は改正されるが、規則による部分が大きい」「条例改正のねらいをふまえた改正内容とすべきではないか」といった意見が出されました。

◆議第19号〜21号

指定管理者の指定について(文教産業委員

会が所管する6施設の指定管理者を指定するもの)

※一括議題として審査しました。

【論点①】指定管理料の妥当性

・特選館あじかの納入金が増額しているが、過去の実績から利用者が増えているため、協議の中でこの金額となった。

【論点②】指定管理施設の今後の運営

・国府文化ホール等の今後の利用促進については、文化協会の文化振興に対するノウハウと、まちづくり協議会の地域に根差した文化活動をコラボし、より良い運営をしていきたい。

・特選館あじかについては、借地契約が切れた後のことを地権者の方と話し合っている。今のところ合意には至っていないが、この4年間の指定管理期間内に地権者の方にご理解いただき、スムーズに運営が継続できるように方向性を見出したい。

◆議第22号

市有財産の無償譲渡について(久々野町の渚コミュニティセンターを自治会渚区に無償譲渡するもの)



渚コミュニティセンター

※審査にあたり現地調査を実施しました。

【論点①】無償譲渡に至るまでの経緯

・自治会からの要望を受け、平成15年度に久々野町が事業主体となり建設された。事業費は3,312万9千円

・特選館あじかに対する評価と今後の展望としては、地域の高齢者の方の農産物の販売ということで大きな役割を担っており、今後も市として応援していきたい。

【論点②】今後の施設の維持管理

・今後の維持管理や建物の廃止などについては、すべて自治会で対応することになる。
・一時避難所として指定しているが、今後、市として特別な配慮をするという考えはない。



渚コミュニティセンターを現地調査